

(意見書案第16号)

「アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置」に関する意見書

平成19年9月13日、国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が圧倒的多数で採択され、日本政府も賛成票を投じたところである。

よって、政府においては、これを機に、アイヌ民族をこの宣言における対象と認め、法律制定も含め経済的、社会的自立の達成に向けた新たな施策の検討、展開が図られるよう、国連の「第2次世界の先住民の国際十年行動計画」パラグラフ98にある国内三者会議 (tripartite committees) などにより、国の高いレベルに審議機関を設置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年6月20日

釧路市議会

内閣総理大臣 }  
内閣官房長官 } 宛